

五所川原ウィンドファーム合同会社「(仮称)玉清水ウィンドファーム環境
影響評価方法書」に対する勧告について

令和4年10月28日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)玉清水ウィンドファーム環境影響評価方法書について、五所川原ウィンドファーム合同会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

なお、当該案件は、第2種事業であるが、環境影響評価法第4条第6項の規定に基づき、環境影響評価その他の手続を行うこととしたものであるため、計画段階環境配慮書に係る手続は行われていない。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県五所川原市
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大48,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 4 年 4 月 2 5 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 4 年 7 月 4 日
青 森 県 知 事 意 見 受 理	令和 4 年 1 0 月 4 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 4 年 1 0 月 2 8 日

問合せ先： 電力安全課 長尾、野田
電話03-3501-1742（直通）

五所川原ウィンドファーム合同会社「(仮称)玉清水ウィンドファーム環境影響
評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域及びその周辺は、ガン類、ハクチョウ類、亜種ヒシクイ及び海ワシ類の渡りの移動経路になっている可能性があるほか、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類などの生息が確認されている。このため、鳥類の調査に当たっては、十分な調査範囲を設定するなど、適切な調査、予測及び評価を実施すること。
2. 対象事業実施区域及びその周辺には、耕作地(牧草地)及び林縁部があり、明るい場所を好む植物の重要種の生育地が存在する可能性があることから、現地調査によりその存在する区域を明らかにした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 生態系の典型性注目種については、耕作地(牧草地)及びその林縁部の採餌環境などの生息状況を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
4. 風力発電設備の設置及びそれに伴う樹木の伐採や土地の改変により、土砂の流出及び濁水等による動植物の生息・生育環境に重大な影響が懸念されることから、近年の局所集中的な降雨の傾向と土捨て場や道路工事に係る雨水排水対策を踏まえ、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)